

議案第29号

久喜市立学校設置条例の一部を改正する条例

久喜市立学校設置条例(平成22年久喜市条例第86号)の一部を次のように改正する。

別表第1久喜市立江面第一小学校の項及び久喜市立江面第二小学校の項を削り、久喜市立久喜北小学校の項の次に次のように加える。

久喜市立江面小学校	久喜市北青柳40番地の1
-----------	--------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市立江面第一小学校と久喜市立江面第二小学校を統合し、新たに久喜市立江面小学校を設置したいので、この案を提出するものであります。